

倉敷市立玉島北中学校学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題
各学期に行うアンケート調査や教育相談等から、本校のいじめの発生は、コミュニケーションや他者理解の不足を背景とする、生徒間トラブルが原因となっているものが多い。いじめの発生する場としては、学級や部活動だけでなく、インターネット上でのSNSへの書き込み等を起因とするトラブルが増えた。多くの生徒がスマートフォンを所持したり、コンピューターを使用したりしているので、ネット利用の実態を把握し、適切に対策をとり指導をしていかなければならない。現在、生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組を推進するためには、教職員間の情報共有の強化に加えて、いじめの早期発見、ネットモラルの学習、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。時代の変化や生徒のニーズを捉え、いじめ危機管理の意識を高めることで防止に努めたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめは全ての生徒に関係する問題であり、人権を侵害する決して許されない行為であることを全教員が共通理解し、それぞれの立場から、いじめ問題を解決するための実効的な取組を行う。さらに校内研修を通して、教職員のいじめに対する危機管理能力と意識の向上をはかる。 ・道徳の授業や人権教育を中心に、個性の尊重や人間関係、命について考える機会を設け、生徒の人権意識向上をはかる。また、防犯教室やスマホ・ケータイ安全教室等を実施し、法律や犯罪防止の観点から、いじめの抑止をはかる。 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のため、定期的なアンケートや教育相談等を実施し、得られた情報を教職員間で共有することで、複数の教員が協力して解決をはかる。

＜連携の内容＞ ・学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、PTA研修会や地区別懇談会など意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・人権やネットモラルについて、PTAを対象に啓発のための研修会を実施する。 ・学校評議員会等、地域の方々と懇談の機会を設け、生徒の学校外の生活に関する見守りや情報提供の依頼をし、いじめの早期発見に努める。 ・学区青少年を育てる会と連携し、地域行事への積極的な参加を通じた生徒の健全育成を推進していく。	いじめ対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞※生徒指導委員会と兼ねる ・週に1回程度開催（必要に応じて臨時で開催） ＜会議内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 ＜構成メンバー＞ 校外；スクールカウンセラー、PTA会長（必要に応じて召集） 校内；校長、教頭、生徒指導主事、生活支援コーディネーター、学年主任、担任、部活動顧問、学年生徒指導担当、養護教諭 全教職員	《県・市教委との連携》 【連携の内容】 ・ネットパトロール事業による監視 ・いじめ問題相談窓口等による相談体制の充実 ・SSW等による保護者および生徒支援のための専門スタッフの派遣 【学校側の窓口】 ・教頭 《玉島警察署との連携》 【連携の内容】 ・防犯教室の実施、定期的な情報交換、連絡会議の開催 【学校側の窓口】 ・生徒指導主事
---	---	--

学校が実施する取組	
いじめ防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (生徒会活動) ① 生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高める取組を進める。 (居場所づくり) ・本校独自の取組である班会で生徒間の結びつきやコミュニケーション力を強化し、ポジティブな行動を認める機会や、日頃の授業やその他の活動の中で誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (道徳教育・人権教育) ・他者との違いを受け入れることができるよう、相手を尊重する人間関係づくりやそれぞれの個性や多様性を認める意識づくりを行う。 (情報モラル教育) ・生徒のSNS等ネット利用の実態を調査し、生徒および教師がその依存性や危険性を把握するとともに、ネット上のいじめを防止するための情報モラルに関するスマホ・ケータイ安全教室を行う。
早期発見	(実態把握) ・日々の生徒観察や生活ノートを通じた生徒の実態把握に加えて、各学期末のいじめアンケートや、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見をはかる。 ② (体制の確立) ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見過ごすことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・週1回程度生徒指導委員会を実施し、生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間で早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
いじめへの対応	(いじめの有無の確認) ③ 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの有無について事実確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対し、支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に大きな影響を及ぼす行為であることに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

令和7年度 倉敷市立玉島北中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	職員会議 対策委員会等	学校が実施する取組		
		①いじめ防止の取組	②早期発見の取組	③いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針の確認 ・指導計画の確認 ・いじめに関する研修 （新型コロナウイルスに関する人権問題や対策を含む） ○いじめ対策委員会	○学年集会 ○学級づくりの取組 （過ごし方やSNS利用等）	○家庭訪問・個人懇談実施週間	○発生事案への対処 （随時） ○対応手順の共通理解 （対策委員会）
5月	○いじめ対策委員会			
6月	○いじめ対策委員会 ○学校評議員会	○自己啓発活動 ○人権学習強調月間 ・人権朝読書 ・人権標語の作成・掲示 ・授業参観日（人権道德）	○教育相談 ○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
7月	○いじめ対策委員会	○人権集会 ○防犯教室（ネット犯罪等） ○学年集会	○保護者懇談	
8月	○職員研修 ○いじめ対策委員会			
9月	○いじめ対策委員会		○ほほえみ集会	
10月	○いじめ対策委員会		○教育相談	
11月	○いじめ対策委員会 ○PTA 研修部主催、保護者講演会（PTA）	○人権学習強調月間 ・人権朝読書 ・人権集会	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
12月	○いじめ対策委員会	○スマホ・ケータイ安全教室 ○学年集会	○保護者懇談	
1月	○いじめ対策委員会			
2月	○いじめ対策委員会 ○学校評議員会 ・1年間の取組の反省		○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証、基本方針の修正	○学年集会		

※「いじめ対策委員会」校外構成メンバー（スクールカウンセラー、PTA 会長）は、必要に応じて臨時で召集することとする。

年間を通して行う 取組 ・生活ノートを活用し、生徒と担任の関係を強化するとともに、生徒の変化を見逃さないようにする。 ・教師コーナーを積極的に活用し、生徒との関係づくり・コミュニケーションをはかる。 ・ポジティブな行動を認める機会や日常で誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を感じられるよう努める。 ・あいさつ運動などを通じて、多くの大人たちが生徒を見守る機会を増やす。
